

(証券コード9719)  
平成23年6月28日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番12号  
住商情報システム株式会社  
代表取締役会長兼社長 中井戸 信英

## 定時株主総会決議通知書

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日開催の平成23年3月期定時株主総会において下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

### 記

**報告事項1** 平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

**報告事項2** 平成23年3月期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 当社と株式会社CSKとの合併契約承認の件

本件は原案どおり承認可決され、当社と株式会社CSKは平成23年10月1日を合併の効力発生日として、合併（以下「本合併」といいます。）することになりました。

なお、本合併後の新会社名はSCSK株式会社となります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり、本合併の効力発生日以降の定款の一部変更が承認可決されました。変更の概要は、次のとおりであります。なお、定款の新旧対照表はインターネット上の当社ホームページ (<http://www.scs.co.jp/>) に掲載の2011年3月期(第43期)定時株主総会招集通知書26ページから29ページに記載のとおりであります。

### (1) 第1条(商号)の変更

当社と株式会社CSKとの本合併により、当社の商号をSCSK株式会社(英文SCSK Corporationと表示。)に変更いたしました。

### (2) 第3条(目的)の変更

株式会社CSKの事業内容に鑑み、当社の事業目的を変更いたしました。

### (3) 第6条(発行可能株式総数)、第8条(単元株式の数)、第19条(種類株主総会)の変更及び新設

本合併により、当社がCSK発行A種優先株式及びCSK発行B種優先株式の株主に割当て交付するための当社発行A種優先株式及び当社発行B種優先株式を発行するため、規定を新設するとともに(変更定款第6条の2、変更定款第6条の3及び変更定款第19条の2)、現行の規定に所要の修正を行いました(変更定款第6条及び変更定款第8条)。

## 第3号議案 取締役18名選任の件

本件は、次の18氏が選任されました。

中井戸信英、露口 章、油谷 泉、鎌田裕彰、栗本重夫、小川和博、福永哲弥、山崎弘之、印南 淳、内藤達次郎、眞下尚明、中西 毅、鈴木正彦、石村俊一、谷原 徹、熊崎龍安、古沼政則、淵上岩雄

なお、中西 毅、鈴木正彦、石村俊一、谷原 徹、熊崎龍安、古沼政則、淵上岩雄の7氏は、本合併の効力発生日に就任し、油谷 泉、印南 淳の両氏は本合併の効力発生日の前日に辞任により退任する予定であります。

また、内藤達次郎、眞下尚明、淵上岩雄の3氏は、法令に定める社外取締役であります。

更に、淵上岩雄氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、次の3氏が選任されました。

播磨昭彦、海前忠司、安浪重樹

なお、3氏は本合併の効力発生日に就任し、栗山幸造氏は本合併の効力発生日の前日に辞任により退任する予定であります。

また、3氏は、法令に定める社外監査役であります。

更に、安浪重樹氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

**第5号議案** 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり、本合併の効力発生日以降の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、1事業年度につき960百万円を、社外取締役の報酬は、1事業年度につき40百万円をそれぞれ上限とし、報酬の種類、具体的な額及び配分並びに支給時期（当該事業年度に属する日に限定されない。）その他支給方法については、取締役会に一任することとして承認可決されました。

**第6号議案** 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり、本合併の効力発生日以降の監査役の報酬は、1事業年度につき150百万円を上限とする改定が承認可決されました。

以 上

~~~~~  
おって、

本株主総会終了後開催の取締役会において、次のとおり代表取締役・役付取締役が選定され、また、本株主総会終了後開催の監査役会において、次のとおり常勤の監査役が選定され、就任いたしました。

この結果、平成23年6月28日現在の取締役及び監査役は、次のとおりであります。

|                     |       |             |       |       |       |
|---------------------|-------|-------------|-------|-------|-------|
| *1<br>取締役会長<br>兼 社長 | 中井戸信英 | *1<br>取 締 役 | 露口 章  | 取 締 役 | 油谷 泉  |
| 取 締 役               | 鎌田 裕彰 | 取 締 役       | 栗本 重夫 | 取 締 役 | 小川 和博 |
| 取 締 役               | 福永 哲弥 | 取 締 役       | 山崎 弘之 | 取 締 役 | 印南 淳  |
| 取 締 役               | 内藤達次郎 | 取 締 役       | 眞下 尚明 |       |       |
| *2<br>監 査 役         | 小島 収  | *2<br>監 査 役 | 朝香 友治 | 監 査 役 | 澁谷 年史 |
| 監 査 役               | 栗山 幸造 |             |       |       |       |

（\* 1 は代表取締役、\* 2 は常勤監査役であります。）

以 上

## 期末配当金のお支払いについて

平成23年3月期期末配当金に関しましては、5月20日付の「期末配当に関するお知らせ」によりお伝えいたしましたとおり、5月19日開催の取締役会において1株につき金16円を期末配当として決議し、既に6月10日より支払を開始いたしております。

期末配当金関係書類につきましては、6月9日にお届出ご住所あてにお送り申し上げておりますので、「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成23年6月10日から平成23年7月11日まで）に、期末配当金をお受取り下さい。

なお、銀行等口座振込みご指定の方につきましては、6月9日にお届出ご住所あてにお送り申し上げました「期末配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」のとおりでございますので、ご確認下さい。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問合せ下さい。）

## 上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）により、当社がお支払いする配当金について、配当金額や徴収税額等を記載した「支払通知書」を株主様宛にお送りすることとなっております。（6月9日にお届出ご住所あてにお送り申し上げます「期末配当金計算書」が「支払通知書」を兼ねることになります。）

なお、「支払通知書」は、株主様が確定申告をする際の添付資料としてご使用いただくことができます。（株式数比例配分方式を選択されている場合は、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問合せ下さい。）